

## 第2章 景観計画の区域

幽玄な石城山や母なる川・島田川、白砂青松の美しい室積・虹ヶ浜海岸や曲線を描く象鼻ヶ岬など、山・川・海の美しい自然に恵まれた本市は、潤いとやすらぎのある自然景観を礎とし、市街地や住宅地、農漁村などの集落、さらには水田や畑地に加え、歴史や文化資源などの要素を織り交ぜながら多彩な風景をつくり出してきました。

先人から受け継いだかけがえのない自然景観を守り、これらと調和した魅力あふれる景観を創造するため、本市の行政区域の全域（地先公有水面を含みます。）を景観計画の区域（以下「景観計画区域」といいます。）とします。

